平成２１年（フ）第５０号
北海道幌泉郡えりも町字近浦277番地の108
債務者　熊野　良正
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
北海道苫小牧市青葉町１丁目５番３―203号
債務者　島田　景子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６０号
宮城県遠田郡美里町字志賀町３丁目２番地３
志賀町特定公共賃貸住宅Ｂ101号
債務者　伊藤　佑美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
宮城県大崎市古川北宮沢字日向５番地
債務者　佐々木美知子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
宮城県栗原市一迫字川口新町61番地
債務者　中鉢　郁子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
金沢市高尾台１丁目178番地　ノール・ヴィラージュ105号、従前の住所金沢市高尾台３丁目27番地
債務者　中林　智美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２５号
長野県大町市平2884番地13　景水、住民票上の住所佐賀県佐賀市久保田町大字久保田806番地１
債務者　田中　孝正
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２３５号
長野県木曽郡木曽町三岳6512番地１　第４常盤台団地Ⅱ48―４
債務者　西川　英里
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４７号
長野県塩尻市大門桔梗町12番19号　フレグランスＹｏｕ　Ｂ―102
債務者　橋上　幸廣
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８１６号
京都市伏見区醍醐御園尾町１番地70
債務者　石川工務店こと　石川　秀昭
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２７号
京都府向日市上植野町西小路22番地の３
債務者　西川　道子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２８号
京都府向日市上植野町西小路22番地の３
債務者　西川　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９８８号
京都市右京区花園一条田町４番地７
債務者　亀石　友恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５４号
京都市山科区川田西浦町26番地　萩原アパート
債務者　筒井　満子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４０号
京都市右京区西京極橋詰町23番地２　リキュウハイツ407
債務者　赤帽今敏運送こと　今井　敏彦
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３０号
京都府宇治市六地蔵町並36番地　ハイツ山村６号
債務者　喜孚　景子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４７号
京都市右京区山ノ内養老町15番地の３
債務者　河南　昇進
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係